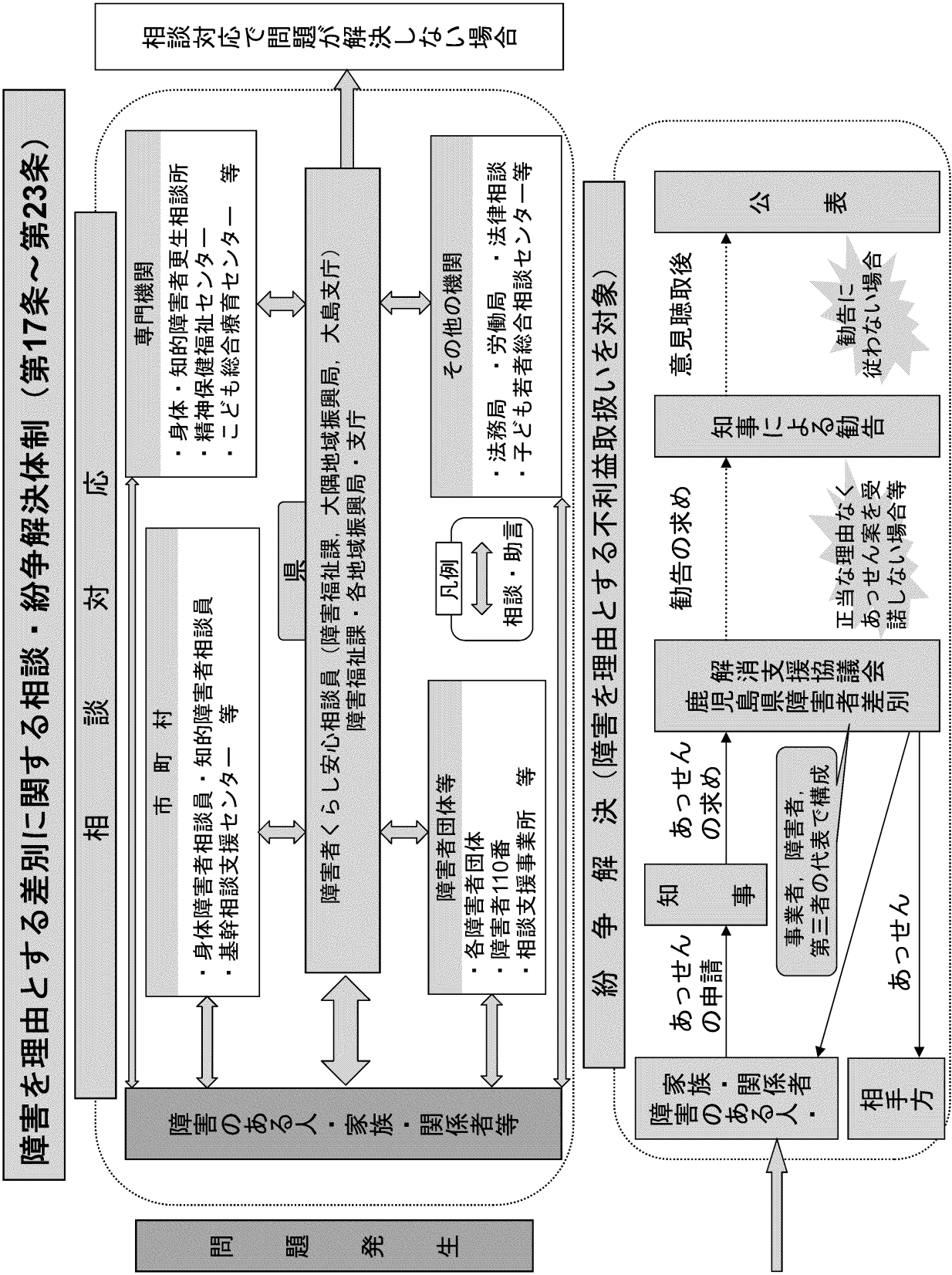


## ○ 説明事項

## (1) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		・ 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第1章 総則	第1条 目的	・ この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 ・ 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 ・ 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第2条 定義	・ 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第3条 基本理念	・ 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 ・ 社会活動への参加，地域社会における共生 ・ 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第4条 県の責務	・ 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第5条 市町村への要請及び支援	・ 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 ・ 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第6条 県民の責務	・ 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 ・ 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第7条 財政上の措置	・ 県の財政上の措置
第2章 差別の禁止	第8条 障害を理由とする差別の禁止	・ 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 ・ 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第9条～第16条 分野別の差別の禁止	・ 福祉サービス，公共的施設，交通機関など9分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第3章 差別をなくすための施策	第17条及び第18条 差別事案に関する相談体制	・ 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 ・ 県が相談員を設置できることを規定
	第19条 附属機関の設置	・ 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 ・ 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） ・ 障害者差別解消法第17条第1項による協議会
	第20条～第23条 差別事案に関する紛争解決制度	・ 知事の附属機関によるあっせんの実施 ・ 知事による勧告及び公表の実施
	第24条及び第25条 普及啓発活動	・ 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第4章 雑則	第26条 規則への委任	・ 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附則	施行日等	・ 平成26年10月1日施行 ・ 施行後3年を目処として検討



## (2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

### 1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

### 2 目的等

#### (1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

#### (2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あつせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

#### (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

( 障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。 )

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員は22人以内</li> <li>・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者</li> <li>② 関係行政機関の職員</li> <li>③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者</li> <li>④ 学識経験者</li> </ul> </li> </ul>
任 期	・ 2年
会 長	・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議は、委員の過半数の出席により開会</li> <li>・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する</li> </ul>
部 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あつせんを行うための部会を置く</li> <li>・ あつせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする</li> <li>・ 部会に属すべき委員は、会長が指名</li> <li>・ 部会長は、会長が指名</li> </ul>

### (3) 障害者差別に関する相談件数（平成26年10月～令和2年9月）

#### 1 障害種別

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
身体障害	肢体不自由	5	17	18	6	16	25	9	96
	視覚	4	9	13	5	11	13	4	59
	聴覚	1	4		1	2	4	4	16
	内部障害		2	4		2	4	1	8
知的障害		1	2	2	2		3	1	11
精神障害(発達)		2	5	2	8	5	8		30
その他(3障害等)		2	2		5		4	1	14
計		10	26	22	21	21	40	11	151

・相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」、「精神障害（発達）」の順に多くなっている。

#### 2 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
福祉サービス			1	1	1	1		4
医療		2	1		3	3	2	11
商品の販売及び役務	1	5	8	1	4	1		20
労働及び雇用	4	4	4	5	3	8		28
教育			1		3	3		7
公共的施設		3	1		1	6	1	12
交通機関	2	7	4	5	5	13	3	39
不動産取引	1	1		3		1		6
情報の提供及び受領	2	4	1	5		1	1	14
その他			1	1	1	3	4	10
計	10	26	22	21	21	40	11	151

・差別が発生した場面については、「交通機関」、「労働及び雇用」、「商品の販売及び役務」の順に多くなっている。

#### 3 障害種別と場面のクロス表

	身体				知的	精神 (発達)	その他 (3障害等)	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害				
福祉サービス	2	1				1		4
医療	2	3	1		2	3		11
商品の販売及び役務	12	3	1	1	1	2		20
労働及び雇用	2	1	1	10	3	8	3	28
教育					2	5		7
公共的施設	5	2	3			1	1	12
交通機関	32	1		1	1	3	1	39
不動産取引	1					3	2	6
情報の提供及び受領		3	2			3	6	14
その他	3	2		1	2	1	1	10
計	59	16	8	13	11	30	14	151

・「交通機関」、「商品の販売及び役務」の場面では、車椅子利用者がバスに乗れなかったケースや、電動車椅子での入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多い。

・「労働及び雇用」については、職場で障害特性を理解してもらえなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

## (4) 障害者差別に関する普及啓発・相談対応

### 令和元年度

#### 第1 普及啓発

##### 1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，県ホームページ，街頭キャンペーン

##### 2 事業所等の研修会等での説明

(令和2年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
5	3	5	13

##### 3 事業所等への個別訪問

(令和2年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
3	262	34	299

#### 第2 相談対応

##### 1 障害者くらし安心相談員の配置状況 (各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

##### 2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和2年3月31日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
		94	31	6	131
相談 件数	不利益取扱い	17	4	0	21
	合理的配慮	14	1	4	19
	その他	63	26	2	91
		295	54	47	396
対応 回数	不利益取扱い	64	13	0	77
	合理的配慮	31	1	12	44
	その他	200	40	35	275

### 3 相談対応の具体的な事例

#### (1) 不利益取扱いの事例（21件）

##### ア 福祉サービスの提供（1件）

No.	相 談 者					
1	年齢	50代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	同行援護の障害福祉サービスを利用するため事業所と契約を締結したが、その後、サービスの利用ができないと言われた。					
対応	支給決定をしている自治体に確認したところ、当初契約した利用形態と異なっていたことが分かったため、相談者に説明するよう依頼した。					
結果	支給決定している自治体から相談者へ連絡する旨を伝え、了解を得た。					

##### イ 医療の提供（1件）

No.	相 談 者					
2	年齢	40代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	近くの歯科医院を予約した際、治療に不満があるなら別の歯科医院を受診するように言われた。					
対応	予約どおり近くの歯科医院を受診し、不適切な対応があれば、再度相談するよう助言した。					

##### ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）

##### エ 労働及び雇用（7件）

No.	相 談 者					
3	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	会社から精神疾患の診断書を提出するように言われたが、解雇しようとしているのではないか。					
対応	病気を理由とした解雇はできないことを説明し、状況に応じて労働局と連携して対応する旨伝えた。なお、労働局等関係機関に情報提供を行った。					

No.	相 談 者					
4	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	一般就労で就職したが、精神に障害があることが分かったためか、差別的な待遇を受けている。					
対応	事業所とのトラブルであることから、労働局へ直接相談するよう助言した。また、既に弁護士に交渉を依頼しているとのことだったので、弁護士とも相談して対応するよう助言した。					

No.	相 談 者					
5	年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
内容	透析患者は就業時間に制約があるため、求職の際には透析中であることを伝えないといけないと言われた。また、希望の求人先に、透析中であるか尋ねられ、不快な思いをした。					
対応	事業所への啓発活動を提案したが、相談者が希望されなかった。					

No.	相 談 者					
6	年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
内容	透析をしていることにより就労時間に制限があるので、「継続雇用は難しい」と言われ、退職を考えている。					
対応	事業所に啓発するために、詳細な内容を聞こうとしたが、相談者が、再度、継続雇用について事業所と話し合うとのことであった。					

No.	相 談 者					
7	年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
内容	ハローワークで仕事を探しているが、透析をしていることを理由に断られてしまう。					
対応	障害者の就業のサポートをしてくれる障害者就業・生活支援センターを案内した。					

No.	相 談 者					
8	年齢	不明	性別	不明	障害種別	不明
内容	障害者枠に内定後，健康診断等の提出を求められたが，障害者に対する差別ではないか。また，書類取得の費用を会社は負担しないのか。					
対応	障害者だけに提出を求めているわけではないため，障害者差別には当たらない旨伝え，了承を得た。費用負担については，ハローワークを通じて確認するよう助言した。					

No.	相 談 者					
9	年齢	40代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	障害者として雇用されており，雇用の更新を希望しているが，更新できないと言われた。					
対応	労働局や事業所等に事実を確認した。					
結果	相談者に労働局等を確認した内容を伝え，必要に応じて，労働基準監督署等を利用するよう助言した。					

#### オ 教育（1件）

No.	相 談 者					
10	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	特別支援学校の教師が，集会で障害のある子どもについて，施設のお荷物と発言したが，これは障害者差別にあたるのではないか。					
対応	発言の意図等はわからないが，障害のある方に対する誤った認識のもと，そのような発言をしたのであれば障害者差別にあたる，なお，教育委員会では，障害者差別の指導には力を入れている旨伝えた。					

#### カ 公共的施設の利用（0件）



キ 交通機関の利用（8件）

No.	相 談 者					
11	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、事前にバス会社に連絡していたのに、当日、バスの乗車を拒否された。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	当日、低床バスを手配できなかったとのこと、事業者に今後の配慮について依頼したことを、相談者に伝えたところ、了承を得た。					

No.	相 談 者					
12	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、運転手に無視され乗車できなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	相談者はバス停から離れた場所でバスを待っており、バス停以外での乗車は法により禁止されているため、乗車拒否とは言いがたい状況であった。					

No.	相 談 者					
13	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	バスの運転手が、障害をもった乗客へ威圧的な態度を取るなど、対応が不適切である。					
対応	事業所に事実関係を確認したところ、不適切な対応が確認できたため、事業所の本社に情報提供を行い、啓発を行った。					
結果	事業所が、当該運転手に指導を行った。					

No.	相 談 者					
14	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	運転手が、低床バスであることを失念していたとのこと。事業者に、今後の対応について依頼した。また、相談者に報告し、了承を得た。					

No.	相 談 者					
15	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。理由を聞いたが答えてくれなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	他の車椅子利用者が既に乗車しており、車椅子の施設に空きがなかったため、乗車できなかったとのこと。なお、乗車できない旨は、車外スピーカーであらかじめ案内したとのこと。その旨相談者へ連絡し、了解を得た。					

No.	相 談 者					
16	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスを利用しようとしたところ、乗車できなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	通常は、事業所の配慮で、他の乗客より先に相談者を乗車させているとのことであり、良好な関係を維持するよう助言した。					

No.	相 談 者					
17	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスに乗車しようとしたところ、乗車できなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	運転手の路線歴が浅く、また相談者がバス停から離れた場所で待っていた等で乗車できなかった。配慮について伝え、その旨相談者へ連絡し、了解を得た。					

No.	相 談 者					
18	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスに乗車しようとしたところ、乗車できなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	相談者がバス停から離れた場所で待っていたため、乗車できなかったことを伝え、その旨相談者へ連絡し、了解を得た。					

#### ク 不動産取引（1件）

No.	相 談 者					
19	年齢	70代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	高齢で障害があることを理由に、不動産業者に賃貸住宅の仲介を拒否されているが、障害者差別ではないか。					
対応	高齢で障害があることを理由に賃貸住宅仲介を拒否されているのであれば、差別にあたる旨伝えた。					

ケ 情報の提供及び受領（１件）

No.	相 談 者					
20	年齢	—	性別	—	障害種別	—（障害者団体関係者）
内容	投票所の記載場所で、視覚障害者への個人情報に関する不適切な対応があった。					
対応	関係の自治体に県選挙管理委員会を通じて経緯等を確認したところ、不適切な対応が確認されたため、相談者への説明等を依頼した。					
結果	県選挙管理委員会から相談者に説明し、了承を得た。					

コ その他（１件）

No.	相 談 者					
21	年齢	—	性別	—	障害種別	—（家族）
内容	母親が、近所の人から知的障害のある子どものことで誹謗中傷されている。					
対応	母親に事情を確認し、地域の方への啓発活動等を提案したが、対応を希望されなかったため、傾聴のみで終結。					

(2) 合理的配慮の事例（１９件）

ア 福祉サービスの提供（０件）

イ 医療の提供（２件）

No.	相 談 者					
22	年齢	70代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	病院の駐車場に、身障者用駐車場の表示をしてほしい。					
対応	制度について説明し、内容をパーキングパーミット担当者に伝えることを説明した。					

No.	相 談 者					
23	年齢	60代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	薬局でお薬手帳を提示する際、精神安定剤等、過去に処方した薬を見られるのが辛い。					
対応	薬局に連絡の上、今後、相談者が来店する際に配慮する旨の了承を得たことを、相談者に伝え、了承を得た。					

ウ 商品の販売及び役務の提供（1件）

No.	相 談 者					
24	年齢	—	性別	—	障害種別	—（コンビニ店関係者）
内容	車椅子の利用者から、コンビニ店内で2時間に及ぶ移動支援等を要求され苦慮している。					
対応	合理的配慮について、法では、事業内容・事業規模等から、事業に影響を及ぼす配慮までは求めていない旨説明した。					

エ 労働及び雇用（1件）

No.	相 談 者					
25	年齢	40代	性別	男	障害種別	聴覚障害
内容	聴覚に障害があるため、口頭で行われる会社の朝礼等での情報提供の内容確認が十分にできない。会社に、社内の情報機器を使うようお願いしているが実現しない。					
対応	会社を訪問し、関係者と意見交換を行い、職場環境ガイドラインやモデル事業所の事例等を提供し、改善を依頼した。					
結果	障害のある社員への対応について、会社全体の問題として取り組むとのこと。					

オ 教育（2件）

No.	相 談 者					
26	年齢	40代	性別	男	障害種別	知的
内容	学校のPTAの入会について、障害があつてPTA活動が困難な方への配慮はないのか。					
対応	関係課からPTAの入会は任意であること等を聴き取り、教頭等にも相談するよう助言し、相談者も了承した。					

No.	相 談 者					
27	年齢	—	性別	—	障害種別	—（親族）
内容	発達障害の息子が、服用している薬のため学校で居眠りをしたり、友人とトラブルを起こしたりしているが、息子への対応について、学校に対して配慮を求めることはできないか。					
対応	学校側に対して、合理的配慮の提供の申し出ができるので、話をしたらどうかと助言した。					

カ 公共的施設の利用（6件）

No.	相 談 者					
28	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	2020年に鹿児島国体、障害者スポーツ大会があるが、公共交通機関のバリアフリー化の取組が進んでいないので、万全の対応をしてほしい。					
対応	意見が寄せられたことを関係機関に情報提供する旨伝えた。					
結果	関係機関に、公共交通機関のバリアフリー化の取組について、意見が寄せられたことを情報提供した。					

No.	相 談 者					
29	年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	公共施設にピンマイクが設置されていない。					
対応	関係施設に確認したところ、ピンマイクは設置しているが、コードレスマイクと同時に使用するとハウリングを起こすとのこと。合理的配慮の観点からの取組を依頼した。					
結果	ピンマイク等機材を更新することはすぐには困難であるが、合理的配慮に向け検討するとのこと。（その後、購入し配備された。）					

No.	相 談 者					
30	年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	港に障害者用駐車場を増設するよう要望をしているが、改善が見られない。また、警察署に障害者用トイレがない。					
対応	傾聴の上、警察署等の関係機関に情報提供した。					

No.	相 談 者					
31	年齢	50代	性別	男	障害種別	聴覚障害
内容	県と仕事をする機会があるが、聴覚障害者へ合理的配慮に欠けると感じたことがある。電話での会話はできないので、連絡はメールで行う、打ち合わせの際には筆談をする等の配慮をしてほしい。					
対応	関係する部署に連絡し、障害者差別に関する職員対応要領を用いた研修の充実を図ってもらうよう依頼した。					

No.	相 談 者					
32	年齢	—	性別	—	障害種別	—（関係者）
内容	聴覚障害者が出席する会議に，手話通訳者がいなかった。					
対応	関係自治体に連絡し，合理的配慮のある対応について依頼した。また，相談者には，今後の対応を注視し，問題等あれば相談するよう伝えた。					
結果	次回からは，手話通訳者を手配するとのこと。					

No.	相 談 者					
33	年齢	不明	性別	女	障害種別	聴覚障害
内容	研修会でのグループワークの際，声が聞き取りにくいので，要約筆記ができる人を配置してほしい。					
対応	研修会の主催者に，要約筆記ができる人を配置してほしい旨のお願いをしたらどうかと助言した。					

キ 交通機関の利用（5件）

No.	相 談 者					
34	年齢	50代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	バスの外部スピーカーによる案内がないため，視覚障害者が乗車できないことがある。					
対応	事業所に事実関係を確認したところ，案内はバスが停車する際，自動的に行き先案内が流れるようになっており，肉声での案内も行っているとのこと。また，案内が重なる場合は，聞きづらいこともあるとのこと。					
結果	障害者の前でバスが停車できず，案内が聞きづらい場合もあるため，運転手に障害者の前で停車し乗車するよう周知を図るとのこと。相談者には，事業者へ依頼することを伝え，了承を得た。					



No.	相 談 者					
35	年齢	40代	性別	女	障害種別	精神障害
内容	シルバーカーを利用していたため、バスの後部から降車したいと伝えた が、前からの降車が基本だと言われ、配慮してもらえなかった。					
対応	バス会社を訪問の上、合理的配慮の提供に照らして不適切な事案であるこ とを伝え、再発防止に努めるよう依頼した。					

No.	相 談 者					
36	年齢	40代	性別	女	障害種別	精神障害
内容	バスに乗車する際、バランスを崩し転倒したが、運転手からは何ら声かけ がなかった。					
対応	事業所への対応を希望しなかったため、話を傾聴した。					

No.	相 談 者					
37	年齢	40代	性別	女	障害種別	精神障害
内容	バスの席が空いていなかったため、シルバーカーに座っていたところ、運 転手から立つように言われた。					
対応	来課の上で相談することを希望したため、連絡を待って対応することとし た。（その後、来課なし）					

No.	相 談 者					
38	年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
内容	内部障害者は外見が健常者と変わらないため、バスの運転手によっては、身 体障害者手帳を利用しづらい時がある。					
対応	ためらわず手帳を提示する旨助言した。必要があれば事業所へ啓発する旨 伝えた。					

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（2件）

No.	相 談 者					
39	年齢	—	性別	—	障害種別	—（関係者）
内容	地区のスポーツ大会で、出場選手の名簿を配布しているが、名簿に「障害者」と表示するのは、差別ではないか。					
対応	不当な差別的取扱いとはならないと考えるが、配布される名簿に、「障害者」と表示する以外の工夫ができるのではないかと助言した。					

No.	相 談 者					
40	年齢	40代	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容	国家試験を受験予定の重複障害者だが、来年の受験に向け、受験時の合理的配慮について助言が欲しい。					
対応	試験機関に対する相談の方法について助言した。					

**令和2年度**

(令和2年4月～令和2年9月)

## 第1 普及啓発

## 1 広報・行事等

リーフレット, 県ホームページ

## 2 事業所等の研修会等での説明

(令和2年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
1	1	1	3

## 3 事業所等への個別訪問

(令和2年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
0	36	8	44

## 第2 相談対応

## 1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

## 2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和2年9月30日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		58	16	4	78
	不利益取扱い	6	0	0	6
	合理的配慮	3	1	1	5
	その他	49	15	3	67
対応 回数		231	19	27	277
	不利益取扱い	17	0	0	17
	合理的配慮	10	2	8	20
	その他	204	17	19	240

### 3 相談対応の具体的な事例

#### (1) 不利益取扱いの事例（6件）

- ア 福祉サービスの提供（0件）
- イ 医療の提供（0件）
- ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）
- エ 労働及び雇用（0件）
- オ 教育（0件）
- カ 公共的施設の利用（1件）

No.	相 談 者					
1	年齢	60代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	盲導犬利用者が、避難所を利用しようとしたところ、別の避難所を利用するように言われた。					
対応	自治体職員へ連絡し、避難所における盲導犬への対応等について、適正な対応を依頼した。					
結果	盲導犬に対する理解を深めるとともに、緊急時の対応方法について具体的に検討するとのことだった。					

#### キ 交通機関の利用（3件）

No.	相 談 者					
2	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者が、バスを利用しようとしたところ、低床バスでなかったため乗車拒否された。バス路線が移管されてから、車椅子利用者がバスを利用できなくなり、不便になった。					
対応	関係自治体に、車椅子利用者からサービスの低下について、相談が寄せられた旨を連絡し、改善を依頼した。					
結果	関係自治体は、事業者には改善の強制力はないが、県から話があった内容を事業者に伝えるとのことであった。その旨を相談者に連絡し、了解を得た。					

No.	相 談 者					
3	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者が、バスを利用しようとしたところ、車椅子対応のバスでないとのことで、乗車を拒否された。移管前はノンステップバスで乗車できたが、移管後の事業所は改善してくれない。					
対応	運輸局に連絡し、路線バスのバリアフリー化の現状や車椅子利用者からサービスの低下について、相談が寄せられた旨を連絡し、改善を依頼した。					
結果	運輸局は、障害者差別解消法の観点から可能な限り乗せる努力をするよう指導しているとのこと。今後、障害者への合理的配慮の提供に関し、案内するとのことであった。その旨相談者に報告し、了解を得た。					

No.	相 談 者					
4	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者が、バスを利用しようとしたところ、車椅子対応のバスでないとのことで、乗車を拒否された。以前は乗せてくれたのに、4月以降、バスに乗せなくなった。					
対応	事業者に事実関係を確認したところ、車椅子対応車でないと乗車を断る場合があるとのこと。国土交通省のガイドラインに基づく対応を行うように啓発を行った。					
結果	事業者にガイドラインに基づく対応について依頼したことを、相談者に報告し、了解を得た。					

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（2件）

No.	相 談 者					
5	年齢	—	性別	—	障害種別	—
内容	知的障害の息子が誤って女子トイレに入ろうとしたところ、周囲に人がいる状況で、店員から大声で注意された。					
対応	事業者に事情を確認し、障害者への配慮を依頼した。					
結果	事業者に対する啓発活動の状況を相談者に伝え、了解を得た。					

No.	相 談 者					
6	年齢	50代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	視覚障害のため、町内会の各種行事に参加することが困難であるが、町内会の人に、障害について理解してもらえない。					
対応	当事者として町内会の方への積極的なコミュニケーションを通じて、障害への理解を深めてもらうよう助言するとともに、相談員が啓発することができることも周知した。					

(2) 合理的配慮の事例（5件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（2件）

No.	相 談 者					
7	年齢	30代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	家族の付き添いで病院に行った際、補助犬が診察室に入ることを断られた。					
対応	病院に連絡し、別室での対応等の配慮を依頼した。また、病院に補助犬に関する資料を送付した。					
結果	診察室ではなく、別室で対応することとなった。					

No.	相 談 者					
8	年齢	—	性別	—	障害種別	—（病院関係者）
内容	補助犬利用者が家族の付き添いを希望した場合、病院はどのように対応したらいいのか。					
対応	病院機能を保持できない場合を除いては、健常者と同様の対応をするよう助言し、参考資料を送付した。					

ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（1件）

No.	相 談 者					
9	年齢	—	性別	男	障害種別	—
内容	自治体のホームページの案内が、障害者にとってわかりにくい標記になっているため、改善して欲しい。					
対応	自治体へ連絡し、対応を依頼した。					
結果	自治体に対応を依頼したことを、相談者に伝えた。 後日、当該ホームページは更新された。					

コ その他（2件）

No.	相 談 者					
10	年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	運転免許証の更新講習会場に、エレベーターがないため、車椅子利用者が、一階の会場で行うことができるよう要望することはできるのか。					
対応	要望ができる旨を伝えた。					

No.	相 談 者					
11	年齢	—	性別	男	障害種別	内部障害
内容	自己都合で退職した場合、通常3か月間の給付制限があるが、障害者も同様か。何らかの配慮はないのか知りたい。					
対応	ハローワークの障害者窓口を案内し、確認するよう伝えた。					